



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。**上半期源泉税の特例納期限(7月10日)**が迫りましたので、資料収集・集計・納付のご準備をお願いします。

## 重要情報

### 1. 消費税増税延期の意向表明

H28.6.1、首相は消費税率引上げ時期をH29.4月からH31.10月に延期する方針を表明し、同時に複数税率による軽減税率の導入も明言しました。【税金マメ知識】に関連記事があります。

### 2. 商業登記に「株主リスト」提出義務

No.43(平成28年2月号)で既報の通り、役員変更や組織再編など総会決議事項をH28.10.1以降登記する際に、トップ10or議決権2/3までの株主リストの添付が義務付けられます。株主名簿が古く存否不明の会社は見直しが必要です。

### 3. 相続した空き家の譲渡所得の特例

実家を相続したものの空き家になってしまった場合、これを譲渡したときには3,000万円の所得控除が受けられます。市区町村から「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受けて申告時に添付するなどの要件があります。

## 7月のイベント

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

## 税金マメ知識

【消費税増税延期の動向と影響】H28.7月参院選を経て今秋臨時国会で関連法案を提出する予定です。インボイス(適格請求書)制度の導入時期については言及されませんでした。その他、増税の影響を受けない28年改正項目(国境をまたぐ通信サービスの課税)は現行通りとされています。

消費税の増税延期の影響を受ける項目は意外と多く、簡単にまとめてみましたので、ご確認ください。

- ・住宅取得等資金非課税の特例3,000万円(贈与税)
- ・住宅ローン控除の適用期限(所得税)
- ・地方法人税拡大と事業税率内訳見直し(法人税等)
- ・車取得税廃止と車税等環境割引(車体課税)
- ・転嫁対策法と税抜表示の特例(消費税等)

関連しそうなものがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【ベネズエラ：シウダポリバル】越境バスにライフルを背負った兵士が軍靴で上がり込み、IDチェックを始めます。「日本人か？」兵士は腕組みしながらパスポートをパタパタ、目線の上にやり一呼吸「…ふん。」と鼻で笑いパスポートを投げ返しました。なかなか発車せず、やがて運転手が後部座席から集金をはじめます。わたしは切符を渡しましたが、両手を添えて押し返されました。後席のおばさんが「5,000ポリバル(約200円)よ」と。集金していたのは、ワイロでした。

## ☆事務所からの連絡☆

## 晩酌のじかん

最近、体力が落ちたため、深酒すると翌朝疲れが取れません。本末転倒なので、お酒をセーブすることにしました。平日はビール(第3)を控え、焼酎も薄めて酔わない程度に… そろそろ「嗜む」ということを覚えなければなりませんね。夜ご飯を食べよう



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red